

次に掲げる建築物は、建築してはならない。

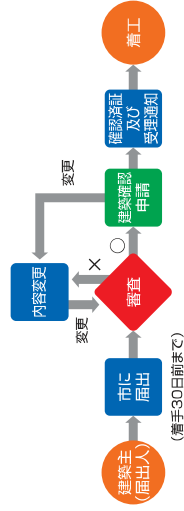
1. 住宅
2. 共同住宅、寄宿舎又は下宿
3. 老人ホーム、身体障害者福祉ホームその他これらに類するもの
4. 物品販売業を営む店舗又は飲食店
5. 図書館、博物館その他これらに類するもの
6. ボーリング場、スケート場、水泳場その他これらに類する建築基準法施行令（昭和25年政令第338号、以下「政令」という。）第130条の6の2で定める運動施設
7. マージャン屋、パチンコ屋、射的場、勝馬投票券発売所、場外車券売場その他これらに類するもの
8. 個室付浴場業に係る公衆浴場その他これに類する政令第130条の9の2で定めるもの
9. ホテル又は旅館
10. キャバレー、料理店、ナイトクラブ、ダンスホールその他これらに類するもの
11. 劇場、映画館、演芸場又は観覧場
12. 学校
13. 病院
14. 建築基準法（昭和25年法律第201号、以下「法」という。）別表第2（る）項第1号に掲げる事業を営む工場
15. 法別表第2（る）項第1号（1）から（3）まで、（11）又は（12）の物品の貯蔵又は処理に供するもので政令第130条の9（数量は、表中準工業地域域欄のものとする。）で定めるもの

※
建築物等の
用途の制限

※建築物制限条例に定められています。

届出の手続き

地区計画区域内において、一定の行為を行う場合には
工事着手の30日前までに、これらの計画について市に「届出」が必要となります。



- 届出が必要行為とは
- 建築物の建築または工作物の建設
 - 土地の区画形質の変更
 - 建築物等の用途の変更

お問い合わせは…

岡崎市 都市政策部 都市計画課
〒444-8601 岡崎市十王町二丁目9番地
TEL(0564)23-6260 FAX(0564)23-6514
<http://www.city.okazaki.aichi.jp/yakusho/ka4510/ka000.htm>



Aoi Kōgyōdanchi

地区計画 の方針

●地区計画の目標

当地区は、東名高速道路岡崎インターチェンジより東に約4kmの丘陵地に位置しており、民間開発及び愛知県企業庁により工業団地として整備され、輸送用機械・無線通信機械器具製造業、電気機器製造業、各種機械部品製造修理業、自動車部品・附属品製造業、流通業務などの企業が操業しています。

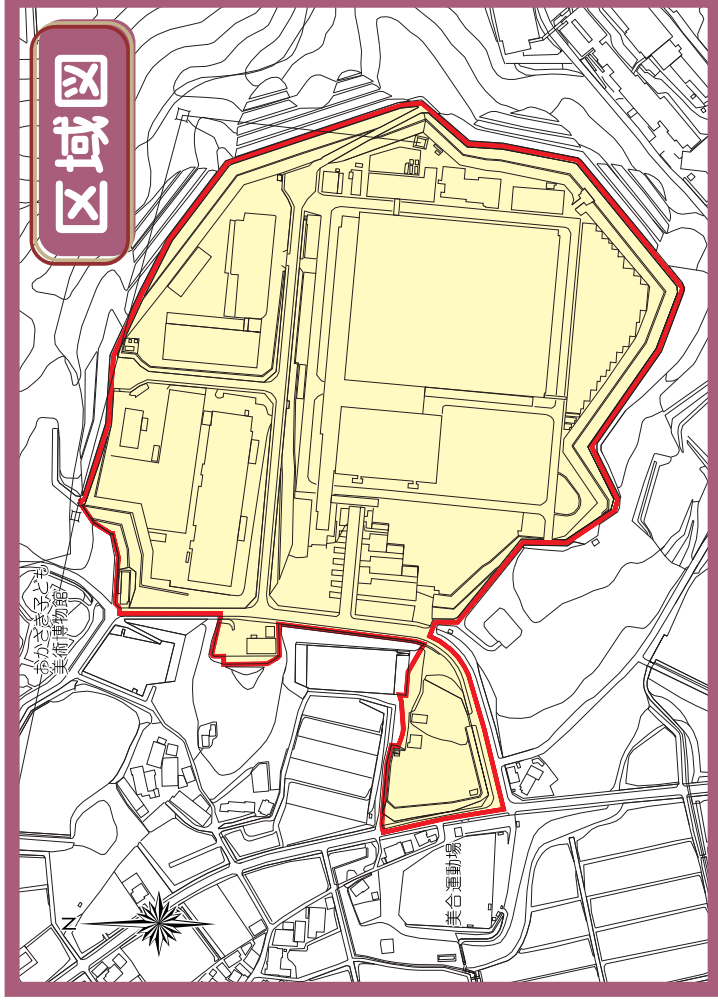
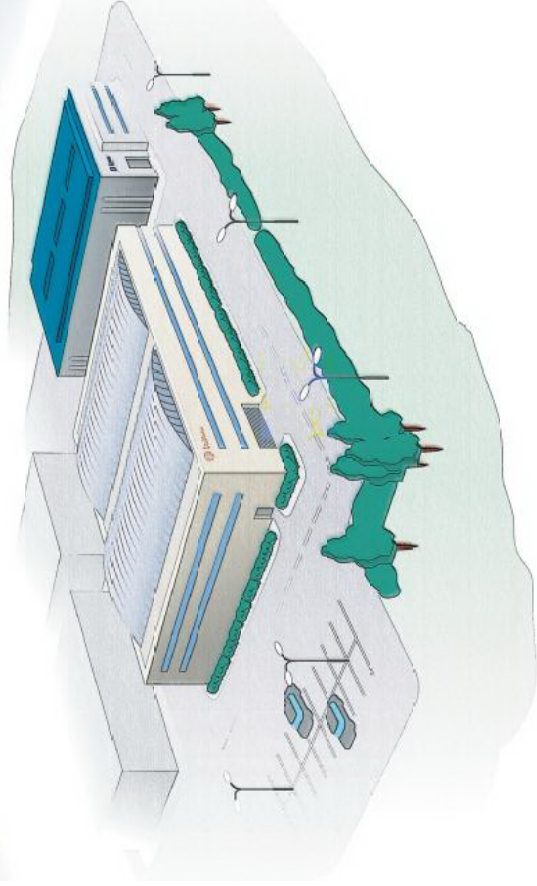
そこで、本計画では、工業団地として良好な環境を保持することを目標としています。

●土地利用の方針

当地区は、生産・流通活動及び周辺に及ぼす影響を考慮し、一般住宅との混在を排除するとともに、工業地として良好な環境の保全を図ります。

●建築物等の整備の方針

良好な工業生産・流通環境を創出し保持するため、建築物等の用途の制限を行います。



建築物等の用途の制限

(詳細は、裏面を参照してください。)

- 工場は、準工業地域の制限となっております。
- 危険物の貯蔵又は処理に関する制限があります。
- 下記のものは禁止となっております。(工業専用地域の制限)
 - 住宅系
 - 病院、福祉施設等
 - 物品販売業を営む店舗又は飲食店
 - 学校、図書館、博物館等
 - ボート場、スケート場、水泳場等の運動施設
 - 場外券売場等
 - ホテル又は旅館
 - 風俗営業施設 (マージャン屋・パチンコ屋・キャバレー・ナイトクラブ等)
 - 劇場、映画館、演芸場又は観覧場